

答弁書第七号

内閣参質一七七第七号

平成二十三年二月一日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員浜田和幸君提出裁判員制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田和幸君提出裁判員制度に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の裁判長の説論が行われた趣旨については承知していないが、裁判員若しくは補充裁判員又はこれらであった者が精神的負担を感じた場合の対応としては、最高裁判所において、専門知識を有する民間業者に委託して、「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」を整備し、これらの者からの相談に応じるなどしているものと承知している。

また、法務省においては、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）附則第九条を踏まえ、平成二十一年九月に有識者から成る「裁判員制度に関する検討会」を設け、その意見を聴取しつつ、裁判員の参加する刑事裁判の運用の実情について調査及び検討を行っているところであり、御指摘の点も含め、問題点の有無やその改善のために必要な措置について、今後更に検討していくこととしている。

